⑼　本工事は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

2　競争参加資格

本工事の競争参加資格は、次に掲げる条件すべてを満たす者３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成21・22年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部東京支社管内（東北）土木」に係る競争参加資格（以下「土木」という。）の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部東京支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　構成員のうち代表者は土木の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,400点以上の者であること。また出資比率が２位の構成員は、土木の客観点数が1,200点以上の者とし、出資比率が最下位の構成員は、土木の客観点数が1,000点以上1,200点未満の者とする。

⑷　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次のア、ウ及びオの施工実績（共同企業体としての施工実績は、出資比率が構成員中最大のものに限る。機構工事における施工実績は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。）を有すること。出資比率が第２位の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次のイ及びカの施工実績（共同企業体としての施工実績は、出資比率が10%以上のものに限る。機構工事における施工実績は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。）を有すること。出資比率が最下位の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次のエ又はカの施工実績（共同企業体としての施工実績は、出資比率が10%以上のものに限る。機構工事における施工実績は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。）を有すること。

ア　内空断面積50㎡以上、延長500m以上のＮＡＴＭ工法による鉄道トンネル新設工事

イ　ＮＡＴＭ工法によるトンネル新設工事

ウ　内空断面積130㎡以上のＮＡＴＭ工法による地下掘削工事

エ　トンネル新設工事

オ　鉄道橋りょう下部工事

カ　橋りょう下部工事

⑸　土木に係る平成19年度及び平成20年度の当機構における工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと

⑹　施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

ウ　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑷ア及びオの施工経験（共同企業体としての施工経験は、出資比率が構成員中最大のものに限る。機構工事における施工経験は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。）を有することとし、アについては１年以上の掘削施工管理の経験を有すること。出資比率が第２位の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑷イ及びカの施工経験（共同企業体としての施工経験は、出資比率が10%以上のものに限る。機構工事における施工経験は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。）を有することとし、イについては６箇月以上又は延長500m以上の掘削施工管理の経験を有すること。ただし、出資比率が最下位の構成員が配置する主任技術者又は監理技術者については、⑷に掲げる工事の施工経験を必ずしも必要としない。

なお、１名で工事の施工経験の条件を満たさない場合は、複数名の組み合わせとすることができる。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部東京支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書（仕様書）に参考として示された図面及び示方書（仕様書）等（以下「標準案」という。）に基づき、「技術提案」で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする。

ア　施工体制等の評価について

・品質確保の実効性

・施工体制確保の確実性

イ　技術提案について

・施工計画に関する技術提案

工程確保に関する技術提案

・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

トンネル防水の施工に関する技術提案

覆工コンクリートの施工に関する技術提案

・社会的要請への対応に関する技術提案

環境対策に関する技術提案

⑵　総合評価の方法

ア　標準点

⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点

施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、30点を与える。

ウ　加算点

加算点は、⑴イに示す評価項目について、⑴イの得点の合計点を30点換算して与える。

なお、施工体制のヒアリング結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。